

熊本家庭裁判所新聞

裁判所には、
5つの種類が
あるんだよ！

裁判所のしくみ

裁判を受けた人が第二審の判断に納得できない場合に、第三審として判断する最終の裁判所。全国の中で東京に1つだけある。

最高裁判所

おもに第一審として民事や刑事を最初に担当する裁判所。全国に50の本庁があり、そのほかに支部もある。

高等裁判所

第一審として最初に裁判を担当する裁判所。地方裁判所よりも金額の低い争いや比較的軽い罪の裁判を扱う。全国に438ある。

地方裁判所

かんいさいはんしょ
簡易裁判所

裁判を受けた人が第一審の判断に納得できない場合に、おもに第二審として2番目に判断する裁判所。全国に8つある。

第一審として、家事や少年を専門に扱う裁判所。全国に50の本庁があり、そのほかに支部や出張所もある。

家庭裁判所

一つの事件について、3回まで裁判をうけることができる仕組みになっているんだよ。これを三審制というよ。

家庭裁判所ってどんなところ?

家事手続では、他人の物を盗むなど리를やぶった子どもやその子の親の話を聞いて、家や学校に行ったりして、裁判官がどうするのかよい決めることが多いです。そして、その子どもが二度と悪いことをくりかえさないために、必要ない處

女の子でも
男の子でも
少年というんだよ



ほかの裁判所はない 家庭裁判所の特徴

「裁判所」と聞くと、ドラマなどでよく見る裁判の場面を思い浮かべる人が多いかもしれません。家庭裁判所は、そのようなイメージとは違うところがあります。大きな違いはふたつです。 刑事裁判

1 傍聴できない手続が多い

裁判は、基本的に「公開（誰でも自由に見ることができる。）」されていますが、家庭裁判所では家の中の問題を扱うので、プライバシーに配慮して、「非公開（公開しない）」で話し合うことが多いです。

少年審



最初に 読んでね♪ 裁判所用語集

さいばん ●裁判●

争いごとについて裁判官が言い分を聞き、どういうことがあったのかを証拠から判断して、理由を示して解決方法を決めること。最後に、判決などで解決方法が示される。公開の法廷で行われる裁判手続は通常、誰でも見学できる状態で行われる。

じけん ●事件●

裁判所で解決しようとしている出来事や争いごとのこと。犯罪が起きた場合だけでなく、争いごとなど裁判所で解決しようとしているものは「事件」と呼んでいます。

とうてい ●調停●

争いごとについて裁判官が、争っている人両方の間に入って、話し合いで解決すること。裁判と違い、誰でも見学はできない。

ぼうとうりょにん ●傍聴人●

裁判を見学する人のこと。

かじてつけき ●家事手続●

夫婦間の争いごとや亡くなった人が残した財産についての争いごとなど、家族や親族の間で起こる争いごとを解決する手続を家事手続といいます。

しょうねんしんばん ●少年審判●

20歳未満の子供が起こした事件で、悪いことをしたと疑われた子供が本当に悪いことをしたのか、その子供が悪いことをしなくなるにはどんな教育を受けさせたらいいかを決めるための手続を少年審判といいます。

みんじさいばん ●民事裁判●

貸したお金を返してくれないと日常生活で起こる人ととの争いごと。それを解決する裁判を民事裁判といいます。

けいさいばん ●刑事裁判●

泥棒がお金を盗んだ場合など、誰かが法律を破って悪いことをしたという出来事。その人が本当に犯罪をしたのか、刑罰はどうくらいにするか、を決めるための裁判を刑事裁判といいます。

裁判所クイズ

Q 裁判官は裁判の時に法服という黒い服を着ます。さて、なぜ黒色なのでしょうか？

用人の合板判熊で、わう所本でいきて、支の県で、内に10どか所には、心して、そこにあるがり裁判所は受け付けび



HPも
のぞいて
みてね



①えらい人にみえるようにするため

②黒色は他の色には染まらないから

③汚れがめだたないようにするため

※正解は2枚目だよ

非公開で話し合うことが多い家庭裁判所ですが、裁判を行なう法廷もあります。



家庭裁判所キャラクター



をで3まの
お城は、建
てての行
こべての
の窓から
ますよ。本
城屋

熊本の家庭裁判所ってどんなところ？

